

# デジタル混信対策の助成制度

放送とデジタル放送を同時に送信する「サイマル放送」期間の「周波数逼迫」状況に起因するデジタル混信(地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害の現象)の対策事業を行う者に対し、国がその費用の一部を補助。

- ① 事業主体： 民間法人等
- ② 対象地域： デジタル混信が発生している地域
- ③ 補助対象：
  - ア 補完的な放送局施設又は有線共聴施設の整備：補助率1/2
  - イ 放送局施設の改修工事(チャンネル切替工事 等)：補助率2/3
  - ウ 受信者施設の改修工事(高性能アンテナ工事、フィルター挿入 等)：補助率10/10

